諮問庁:国立大学法人千葉大学

諮問日:平成28年10月18日(平成28年(独個)諮問第20号) 答申日:平成29年3月31日(平成28年度(独個)答申第37号)

事件名:本人に係る診療録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人に係る「千葉大学総合安全衛生管理機構 診療録」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学(以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成28年8月8日付け千大総第308号による一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 不開示となっている文書を全部開示するよう求める。

イ 理由

- ① 本人を含めた面談を通じて産業医が判断した総合所見が不開示となっているが、請求人は特定障害者であり(障害者雇用)公的機関への申立書(障害年金等)等にこれまでの通院歴やその時点での医師の所見や病名が必要となる場合がある。特定障害の場合は就労能力の評価が重要になる為、産業医が就労不能としていた理由が不開示とされる事は請求人にとって非常に大きな問題である。また、証拠書類としてその写しを提出する可能性もある為、不開示となっては公的機関とのやり取りにおいて不都合(請求自体ができなくなる等)が生じる可能性がある。
- ② 本人以外の職員との面談時のやり取り及びその内容に関する産業医の認識、理解等が記載された部分が不開示となっているが、本人以外との面談が何を指すのかすら請求人には見当がつかない。請求人の同意を得て行われた面談ではないと思われ、面談相手が誰で

ありどのような証言がなされたのか(請求人にとって虚偽と思われる証言が無いか等),また産業医が本人の意見を聞かずにどう判断し診療録に記載したのかを知る権利が請求人にはあると考える。

③ 請求人については、特定理由等から特定機関等が千葉大学に対して診療録の開示を求める可能性もあり得るが、千葉大学からは「本人の同意なく開示する場合もあり得る」と曖昧な回答しか得ていない。上記①及び②に記述した通り、請求人には産業医の所見や、特に②で請求人から見て不当と思われる記述があるかも知れない文書が不開示となっている。これでは何かあった際に対応ができず非常に不利な状況に追い込まれる可能性が高く心理的な不安が退職後も常に付きまとう事となる。

(2)意見書

ア 本件に関する千葉大学(諮問庁)の態度

診療録の開示を求めた際に「本学に開示の規定が無い」と初めは返答された事もあり、診療録の取り扱いについて学内で明確な規定を 作成していなかった事実がある。

また、これまでの対応を見る限り診療録を「公的な書類」として認識していないように感じる場面が多く、理由説明書に記載された内容も学内での問題にのみ執着しているように思われる。

イ 諮問庁の説明に対する意見

(ア) 「産業医は、審査請求人に対して就労不能という判断を下してはおらず」と記述があるが事実は初めの産業医面談から8か月以上にわたって就労させてもらえていない。

「審査請求人の誤解であり、審査請求人の主張は失当である。」 という言分は事実を完全に無視した主張であり全く理解できない。 また、審査請求人が重きを置きたい部分は「公的機関とのやり取 りにおいて不都合が生じる可能性がある。」という事であり、就労

していなかった事実がどう説明されているかの全開示を強く求めたい。

(イ) 平成28年11月9日に部分開示を受けた為, 「誰と面談を実施 したか」は知る事ができた。しかしながら, そのような面談の実施 について審査請求人は産業医から説明も受けておらず当然のことな がら同意もしていない。

また,諮問庁は当該部分を開示することにより「産業医の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため不開示とする」と回答しているが,これも学内での問題にのみ強く執着した主張と捉えられる。

審査請求人は本部分が8か月以上にわたり就労させてもらえなっ

た事実の解明に関わると考える。また、何かあった際に(特定事情等)同僚の意見として公的機関に開示されてしまうかもしれない内容を一切知る事ができないという事は納得できない。

本部分に関しても審査請求人が重きを置きたい主張は,「審査請求人の同意なく公的機関に開示された際に,虚偽と思われる意見や記述がないか」という事であり,公的文書として知る権利を強く求めたい。

(ウ) 理由③の回答に関しては審査請求人の主張主題を完全に意図的に すり替えた悪質なものと思われる。

繰り返しになるが、審査請求人は「公的書類としての診療録の取り扱い」について大学がどう理解し運用するつもりなのかを何度も口頭で問うている。「本人の同意なく開示する場合もあり得ることを説明した」などという事ではなく、審査請求人に情報を開示されないままに公的機関への開示があった場合などに非常に不利益を被る恐れがある為、強く開示を求めたい。

(エ)審査請求人が最も重きを置いている主張や開示されないと不利益 を被ると考えている事は「公的機関との関わりで必要になる場面が 多い書類」であるという点である。

特定障害の場合は通院歴が長期に及ぶため転院等の場合に診療録の開示を求める事は当然であり前職でも社内クリニックから開示を受けている。また役所等で相談する際にも開示を受けるように指導される事が多い。

部分開示に至るまでの口頭での経過も含め、千葉大学が診療録を「公的な書類」と認識していないと感じる点が多い事と、今回の理由説明書においても意図的に審査請求人の主張を学内問題のみにすり替えているように強く感じる。

産業医の判断により8か月以上にわたり就労させてもらえなかった事実も含め、大学側に開示にする事によって不都合が生じるのかもしれないが、「公的な書類」として退職後も重要な書類であるという事を認識し主題をすり替えず真摯な対応を求めたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件事案の概要

本件は、審査請求人が、千葉大学に置かれた総合安全衛生管理機構において作成された診療録に記載された審査請求人本人の保有個人情報(本件対象保有個人情報)について、平成28年7月13日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、同年8月8日付け千大総第308号により、その一部を不開示とする決定(原処分)を行っ

たところ、原処分に対して審査請求が提起されたものである。

なお、原処分に係る開示の実施は、審査請求人より開示の申出がない まま開示決定日から30日を経過したことから、行われていない。

(2) 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

ア 審査請求人は、請求の理由①において、原処分において不開示とした「本人を含めた面談を通じて産業医が判断した総合所見」にあたる部分に、産業医が審査請求人に対し就労不能という判断を下した理由が記載されていることを前提に、「産業医が就労不能としていた理由が不開示とされる事は請求人にとって非常に大きな問題である」と述べ、当該部分が不開示とされていることを不当であると主張し、このために審査請求人に不利益が生じることから不開示部分を開示するよう主張するものと解される。

しかしながら、産業医は、審査請求人に対して就労不能という判断 を下しておらず、「産業医が就労不能としていた理由が不開示とさ れ」ているというのは審査請求人の誤解であり、審査請求人の主張 は失当である。

なお, 諮問庁においては, 審査請求人に対する産業医の就労に関する意見が記載された部分について, 不開示としない決定を行ったところである。

イ 審査請求人は、請求の理由②において、「本人以外との面談が何を 指すのかすら請求人には見当がつかない」と述べ、産業医が審査請求 人以外の関係職員と面談を実施したという事実が知らされていない旨 を主張する。また、当該面談において、「面談相手が誰であ」るか、 「どのような証言がなされたのか(請求人にとって虚偽と思われる証 言が無いか等)」、「産業医が本人の意見を聞かずにどう判断し診療 録に記載したのか」、の3点が明らかでないと述べ、これらのことに ついて審査請求人には「知る権利」があると主張し、当然に不開示部 分は開示されるべきであると主張しているものと解される。

しかしながら、産業医が審査請求人以外の関係職員と面談を実施したということ及び当該面談を受けた審査請求人以外の関係職員が具体的に誰であるかということについては、本件対象保有個人情報の開示部分に明らかにされており、これらのことが明らかでないとする審査請求人の主張は失当である。

また、産業医と審査請求人以外の関係職員との面談における証言の 内容及びその内容に関する産業医の認識、理解等について、諮問庁 においては、これらのことが明らかとなる部分を開示することで産 業医の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 14条5項柱書きの規定に基づき不開示としたところであるが、こ れに対して審査請求人は、「知る権利」があると主張するのみであり、当該主張は不開示情報該当性の有無をめぐる実体的判断を求めるものではないと解される。

審査請求人の主張は、法16条による裁量的開示を求めているものとも解し得るが、当該裁量的開示の判断は、不開示情報に該当する部分について、法14条5号柱書きの規定により保護すべき利益と開示することに伴う個人の権利利益を比較衡量すべきものであり、審査請求人に「知る権利」があるということのみをもって一律に該当する箇所を不開示とすることにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性があるとは認められない。

ウ 審査請求人は、請求の理由③において、諮問庁が第三者機関から保有個人情報の開示を求められた場合においては、保有個人情報を「『本人の同意なく開示する場合もあり得る』と曖昧な回答しか得ていない」と主張しており、諮問庁が回答義務を十分に尽くしていないことを指摘しているものと解される。また、審査請求人は、諮問庁が保有個人情報を第三者機関に開示する場合において、不開示部分があることにより「何かあった際に対応ができず非常に不利な状況に追い込まれる可能性が高」い等と審査請求人に不利益が生じるおそれがあることを主張し、不開示部分の開示を求めているものと解される。

しかしながら、諮問庁においては、審査請求人からの照会に対して、 第三者機関からの保有個人情報に対する照会を受け、当該照会が法 令に基づく場合、法9条1項の規定に基づき保有個人情報を「本人 の同意なく開示する場合もあり得る」ことを説明したのであって、 回答が曖昧であったとする審査請求人の主張は、当該事実を誤認し たものである。

また、審査請求人の主張は、法 1 6 条による裁量的開示を求めているものとも解し得るが、不開示情報に該当すると判断した部分について、法的保護に値する蓋然性のあるおそれを主張するものとは認められず、審査請求人個人の権利利益を保護するために開示する必要性があるとは認められない。

エ 以上のことから、諮問庁は、審査請求人の主張にはいずれも理由が なく、原処分を維持することが妥当であると考える。

2 補充理由説明書

原処分における不開示を維持すべき部分について以下のとおり説明する。

(1) 不開示を維持する部分について

本件保有個人情報において不開示とした部分のうち、診療録の5枚目及び10枚目には①産業医が開示請求者を含む関係者との面談を通じて判断した総合所見が、診療録の6枚目、7枚目、11枚目、12枚目及

び13枚目には②産業医と開示請求者以外の関係職員との面談時のやり取り及びその内容に関する産業医の認識、理解等が記載されている。

上記①については、これを開示すると、産業医の判断した総合所見が 開示請求者以外の関係者の意に沿わない等の場合に、産業医と開示請求 者以外の関係者との信頼関係が損なわれ、開示請求者以外の関係者が産 業医との面談に応じなくなるなど、継続的な面談を実施できなくなるお それがあることから、産業医の行う就労に関する意見書の作成等事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、法14条5号柱書きの規定に基づき、不開示とした。

上記②については、これを開示すると、産業医の行う開示請求者以外の関係職員との面談が、開示請求の可能性を意識して行われることとなり、開示請求者以外の関係職員は、開示請求者に思わぬ誤解が生じることをおそれ当たり障りのない意見しか述べなくなるなど、産業医と開示請求者以外の関係職員との率直な意見交換が行われなくなることにより、産業医が正確な事実関係を把握することが困難となるおそれがあり、産業医の行う就労に関する意見書の作成等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、法14条5号柱書きの規定に基づき、不開示とした。 以上のことから、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると判 断した。

(2) 原処分に補充する不開示情報該当性

原処分において不開示とした部分のうち、①については、就労に関する意見書の作成過程における総合所見であって、面談時における産業医の率直な所見を記載しているものであることから、これを開示すると、産業医が今後同様の面談を行った際に開示請求されることを意識して、具体的な記載・記録を避ける等といったことが生じるおそれがあり、産業医の行う就労に関する意見書の作成等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条5号柱書きの規定に該当すると認められる。

また、②については、開示請求者以外の関係職員の姓及び面談時の発言内容等が記載されていることから、一体として特定の個人を識別することができる情報であり、法14条2号本文前段に該当すると認められ、同条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当すべき事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

(3) 諮問庁の判断について

以上のことから諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年10月18日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月1日 審議

④ 同月22日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成29年1月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年2月9日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同年3月6日 審議

8 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報の不開示部分は法14条2号及び5号柱書きに該当する旨説明することから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 「産業医が開示請求者を含む関係者との面談を通じて判断した総合所 見」について
 - ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示情報 該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説 明する。

本件対象保有個人情報は、診療録の形式として作成、保有する文書に記録されたものであるが、その内容は、産業医が審査請求人に係る就労に関する意見書を作成するために行った面談の内容及び産業医がその面談を通じて判断した総合所見等である。したがって、本件対象保有個人情報は、産業医が審査請求人の就労に当たり健康管理等について専門的立場から意見を述べることを目的に作成されたものであり、審査請求人の診察又は治療を目的として作成されたものではない。

また、本件対象保有個人情報のうち産業医の総合所見は、審査請求 人及びその関係者の内心の問題やこれらの者に対する心証等を含め、 審査請求人及びその関係者との面談時における産業医の率直な所見 を記載しているものである。

産業医は、就労に関する意見書を作成するに当たっては、この総合

所見を参照しているが、当該意見書の提出後も関係者から協力を得る必要性を考慮し、面談を行った者の内心の問題やこれらの者に対する心証等を含む内容については、必要に応じて記載内容を取捨選択している。

したがって、本件において就労に関する意見書は開示しているが、 産業医の総合所見は、就労に関する意見書の作成の途中段階における未成熟な情報であるといえ、これが開示されると、未成熟な情報が独り歩きすることで、関係者に混乱を生じさせるおそれがあるだけでなく、今後の面談時において、産業医にあっては、開示されることを念頭に総合所見において具体的な記載・記録を避ける等といったことが生じ、また、産業医と面談を受ける者にあっては、当たり障りのない受け答えに終始するおそれが生じ、結果として、産業医が正確な事実関係を把握することを困難にするおそれがあるものと認められる。

以上のことから、産業医の総合所見を開示することにより、産業医の行う就労に関する意見書の作成等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、諮問庁としては、当該不開示部分について、法14条5号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当であると考える。

イ 本件対象保有個人情報の記載の内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明 に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示と したことは妥当である。

(2) 「産業医と開示請求者以外の関係職員との面談時のやり取り及びその 内容に関する産業医の認識、理解等」について

当該不開示部分は、いずれも、その全体が、審査請求人以外の個人の 氏名等の記載とあいまって、法14条2号本文前段に規定する開示請求 者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ るものに該当すると認められる。また、当該不開示部分に記載された情 報については、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし 書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、審査請求人以外の個人の氏名は原処分で開示されていること から、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、同条5号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、本件対象文書の不開示部分について、法16条による 裁量的開示を求めているとも解し得るが、上記2において不開示情報に

該当すると判断した部分を開示することについて、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとすべき事情は認め難く、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

- (2)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5 号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示 とされた部分は同条2号及び5号柱書きに該当することから不開示とすべ きとしていることについては、不開示とされた部分は、同条2号及び5号 柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋